

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社B事業所にカット野菜工場員として就労していたところ、平成○年○月○日、原動機付自転車を運転して出勤途中、バック走行してきた乗用車と衝突して負傷した。

請求人は、同日、負傷後、D病院に受診し、「右鎖骨遠位端骨折」等（以下「原傷病」という。）の傷病名で療養の結果、平成○年○月○日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、平成○年○月○日付けで同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、その後、平成○年○月○日からE病院に受診し、「右鎖骨変形治癒骨折」（以下「本件傷病」という。）の疾病名により加療を受けた。請求人は、本件傷病は原傷病が再発したものであるとして、療養給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は、原傷病が再発したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発したものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、肩関節周囲の痛みは治ゆ認定時よりも悪化しており、症状改善の見込みがある旨主張している。

(2) ところで、業務（通勤）上の傷病が、いったん治ゆ（症状固定）と認定された後に再発した場合は、労災保険法第12条の8に規定する保険給付の対象となるが、その際、旧傷病の再発と認められるためには、決定書別紙記載の再発認定のための「判断の要件」を満たさなければならないとされており、以下、この判断の要件に照らして検討する。

(3) 請求人の症状等についての各医師の意見等は、次のとおりである。

ア 治ゆ認定時に残存する障害について、F医師は平成〇年〇月〇日付け診断書において、「傷病名：右鎖骨骨折、左前腕挫傷。障害の状態の詳細：右肩鎖関節はX線像に変形が見られ、右上腕骨を動かすと同部に痛みあり。」と述べており、監督署長は、右肩関節の機能障害は障害等級第10級の9に該当し、受傷部位に残存する痛み等の神経症状は、前記機能障害と派生関係にあると認定していることが認められる。

イ 次に、請求人が原傷病の再発であると主張する本件傷病に関するE病院における療養内容や傷病の状態等についてみると、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「初診時の主訴：右肩痛。他覚的所見：X線で骨折部の骨癒合は良好。MR Iで痛みに関連する所見は認めない。診断根拠：複合性局所疼痛症候群と診断したが、麻酔科に依頼し、その診断に至らなかった。疼痛は器質的要素よりも、心因的な要素が強い印象あり。治療効果：クリニックでのリハビリや対症療法が適切と思われる。」と述べている。

ウ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、今回の症状（疼痛・機能障害）は、症状固定時と比べて悪化はなく、新たに症状が再燃したというよりは、持続していた範囲にあると考える、と述べている。

(4) 当審査会において、上記医証や関係資料を精査し総合判断するも、本件傷病は、治癒後の障害等級認定時よりも著しく悪化しているものとは認められず、また、E病院での診療内容は、問診と各種検査が主体のものであって、前記判断の要件（支給要件）を満たすものではない。したがって、当審査会としても、請求人の本件傷病は、原傷病が再発したものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。